

<平成23年度応募要領>

岐阜ブランドを全国へ！ 県内事業者の皆様のご応募をお待ちしています

岐阜県では、県の魅力を見つけだし、全国に伝える「飛騨・美濃じまん運動」として、県産品と観光の一体的な振興を図っており、様々な機会を通じてPRと販売促進に努めています。

このたび、県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に、県産品の看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる県産品「飛騨・美濃すぐれもの」を広く募集します。

意欲ある生産者の皆様の「飛騨・美濃すぐれもの」へのご応募を心よりお待ちしております。

「飛騨・美濃すぐれもの」とは

緑豊かな山々と清らかな水が流れる「清流の国」岐阜県ならではの四季折々の豊かな自然やものづくりの伝統を活かし、物語性、オリジナリティ、高品質、安全安心などの観点から厳選された、県産品の宣伝や販売プロモーションを行う際に県産品の看板商品となり、岐阜県のブランディングにつながる優れた商品です。

「飛騨・美濃すぐれもの」認定品のメリット

○ プロモーション

- ・岐阜県が制作するパンフレット等で、商品の背景にある地域のつながりなどの物語性を紹介し、県が積極的に商品のPRを実施します。
- ・スーパーマーケット等で一定期間の販売プロモーションを実施します。
- ・飛騨・美濃じまんメディア戦略検討委員会委員による、各種パブリシティを活用した情報発信を実施します。

○ 商品のイメージアップ

- ・岐阜県を代表する優れた県産品に選定された商品として、県が各種広報媒体を使ってPRします。商品の知名度の向上と、消費者や流通関係に対する信頼性の向上が期待できます。

○ 売れる商品のレベルアップ

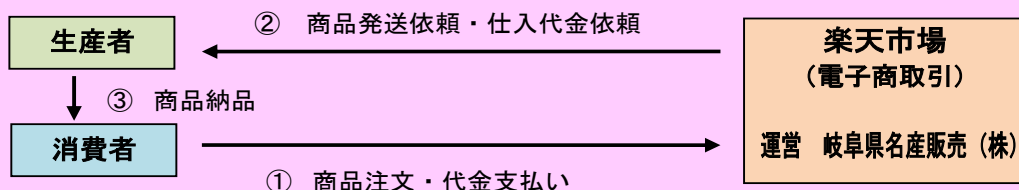
- ・百貨店、専門店、スーパーマーケットのバイヤーやメディア関係者の意見、販売プロモーションでの取扱いなどを通して、商品の改良や新たな商品開発につなげます。

○ 商品の販路拡大

- ・国内外の見本市や商談会への出展をご案内します。

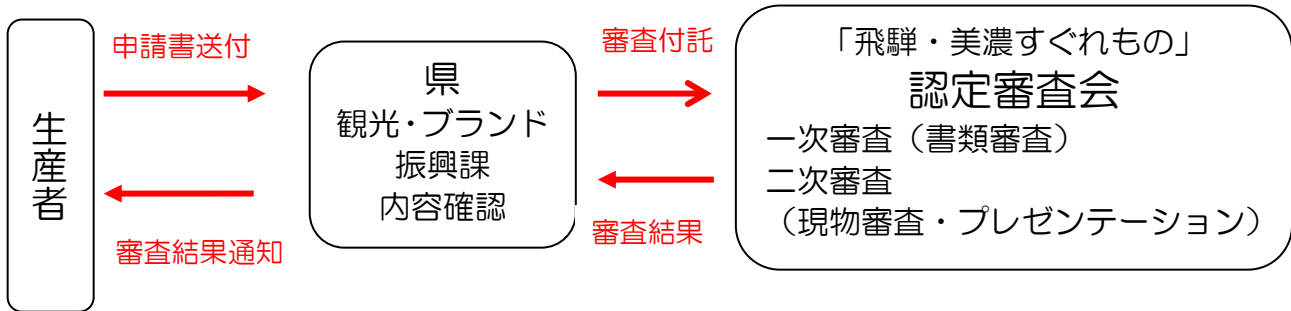
○ 楽天市場「飛騨・美濃すぐれもの」ショップへの出店(<http://www.rakuten.co.jp/hidamino/>)

- ・ご希望により、岐阜県名産販売(株)が運営する、日本最大の電子ショッピングモール(楽天市場)内のインターネットショップ「飛騨・美濃すぐれもの」に出店できます。



※楽天市場のお取引；商品代金決済は、岐阜県名産販売(株)で一括して行いますが、商品は生産者から購入者に対し直送していただきます。

認定までの流れ



- ① 申請書類等の内容を確認
- ② 【1次審査】 書類審査（7月中旬～8月中旬予定）
- ③ 【2次審査】（9月上旬予定）
百貨店、スーパーマーケット、専門店のバイヤー、メディア関係者による「飛騨・美濃すぐれもの」認定審査会で審査
※二次審査は現物審査及びプレゼンテーションを行うため、商品の提供、申請者の出席をお願いします。
- ④ 審査会の結果を受け、岐阜県知事が認定
※審査の結果は、9月下旬頃までにご連絡する予定です。

募集要領

1 申請者資格

次の（１）～（５）すべてに該当する方

農業、林業、畜産業、漁業又は製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される団体

- （１）岐阜県内の生産者又は岐阜県内に事業所を有する方
- （２）選定の対象となる県産品の生産、製造又は加工の全部又は一部を行う方
- （３）商品の情報発信に積極的で商品及び岐阜県のブランド力向上に意欲のある方
- （４）消費者等に対し、誠実で責任のある対応が迅速かつ的確にできる方
- （５）過去３年に、社会的に信頼を失うような法令違反又は事故がない方
- （６）岐阜県が定める「暴排措置に係る照会手続き等に関する要綱」第３条に該当しない者

2 対象商品

認定の対象とする県産品（※）は、ブランド力のある商品として、消費者と直結した販売戦略等に基づき全国に向けて販売促進していくことに対応でき、岐阜県のイメージアップに活用できるものとしします。

※ここでいう県産品とは、県内に事業所を有する者が生産、製造又は加工の全部又は一部を行ったもので最終消費者が使う商品をいいます。

3 認定基準

県内外の消費者に自信を持って勧めることができる特に優れた県産品として、次の要件について審査し「飛騨・美濃すぐれもの」に認定します。

※季節商品については、期間内での安定供給ができる商品であること。

認 定 基 準	項 目
(1) 商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあり、岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性がある	・商品に岐阜県の自然、歴史、伝統、文化的背景や地域とのつながりがあること ・岐阜県及び地域のイメージと結びつける物語性があること ・生産(製造)技術、原材料にこだわりがあること
(2) 商品に独自性及び優位性がある	・食味、機能、デザイン等が優れていること ・独自の技術、技法により生産(製造)されていること ・類似商品との差異性があること ・商品の認知度があること
(3) 高い品質を維持・向上するための技術的取組みや体制整備がなされている	・高品質な商品を出荷するための取組みがあること ・生産技術や市場の動向等に関する調査、研究等を行っていること ・品質の高さ等を裏付ける客観的な事実があること
(4) 将来にわたり持続的な生産又は製造が可能であり、安定供給が可能である	・安定した量の商品を供給することが可能で、消費者が容易に入手できること ・技術を継承するための取組みを行っていること
(5) 消費者の安心感・信頼感を確保する取組みがなされている	・衛生管理、法令・社内規定違反等の発生を防止する体制が整っており、消費者の信頼性を確保する取組みがあること ・安全・安心取組認証の取得、または取得した原材料の使用、環境に配慮した原材料の使用、製造方法等があること ・トレーサビリティ・システムの導入、原材料や生産(製造)過程の情報開示があること

4 有効期限

認定を受けた商品の有効期限は3年間(本年度認定商品の有効期限:平成26年3月31日まで)

※引続き認定を受けようとするときは、申請し審査を受ける。

5 認定された事業者を求めること

- ・「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品(認定商品)は、「飛騨・美濃すぐれもの」マークを表示すること(表示に要する経費は生産者負担とする)。
- ・「飛騨・美濃すぐれもの」の認定を受けた県産品の生産者(認定事業者)は、毎年認定商品の販売実績状況を報告すること。
- ・認定商品の生産、加工、製造、販売、流通等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者が責任を負うこと。事故等の内容について、すみやかに報告すること。

6 応募方法

応募商品1点につき、下記必要書類を観光・ブランド振興課へ郵送又は持参してください。

<必要書類等一覧>

- 「飛騨・美濃すぐれもの」認定申請調書(様式第1号) 1部
- 商品の写真(商品がよくわかる鮮明なものを正面、上部、側面)の画像ファイルデータ
- 品質表示等の確認について(申請調書) 1部
- パンフレット等商品を説明する資料1部
- 食品については食品表示に関する全てのパッケージやシール1式
- 各種認証等を受けている場合は、認定書の写し

7 応募期限

<期限> 平成23年6月17日(金) 必着

8 応募上の注意

- 1 応募に当たって提出いただく申請書、商品説明資料、写真等の必要書類等については返却いたしませんので、ご了承ください。
- 2 申請者資格及び認定基準に合致する商品であることはもちろん、申請書の記載事項及び品質表示等について不備な点がないか事前にご確認の上、申請してください。

申請書送付先・問い合わせ先

岐阜県 総合企画部

観光交流推進局 観光・ブランド振興課(ブランド戦略担当)

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁

TEL 058-272-8396 fax 058-278-2674

E-mail c11334@pref.gifu.lg.jp

「飛騨・美濃すぐれもの」ホームページはコチラ

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kanko-bussan/kau/hidamino-suguremono/>